第二十四条中「第三条第三号イからリまでに」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行

二　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

三　株式会社商工組合中央金庫

四　株式会社日本政策投資銀行

五　信用金庫及び信用金庫連合会

六　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

七　労働金庫及び労働金庫連合会

八　農林中央金庫

九　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十　保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

第二十五条の次に次の一条を加える。

（協議）

第二十五条の二　国家公安委員会、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三百四十九条の二第四項の措置をとる場合においては、当該措置について協議を行うものとする。

附　則

この政令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十月八日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
法務大臣　森　英介
外務大臣　中曽根弘文
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十九号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年九月三十日とする。

総務大臣　佐藤　勉
厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義
内閣総理大臣　麻生　太郎

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十一年三月	四千八百九十九万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　麻生　太郎

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十一号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十一年九月三十日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
外務大臣　中曽根弘文

平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎